平成２９年（フ）第１２０号
愛媛県松山市山西町638番地13
債務者　山本　　剛
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５４号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田627番地20
債務者　森澤　伸一
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５号
福岡県大川市大字小保470番地12（小保団地1341号）
債務者　村上　祐司
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
福岡県大川市大字小保470番地12（小保団地1341号）
債務者　村上真由美
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
福岡県田川市大黒町７番13号　Ｇｒａｎｄｅ大黒103号室
債務者　荒巻　香穂
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第８４号
福岡県田川郡香春町大字採銅所1442番地３
債務者　古賀　峻太
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第２３０号
北海道旭川市豊岡９条１丁目２番11号　アスティ９・１　201号
債務者　高橋　映子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５８号
北海道旭川市旭町１条５丁目841番地の306　栄和マンション２号室
債務者　高田　孝仁
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８５３号
大阪府池田市天神２丁目２番10号ディアエスタ・ミオ石橋202
債務者　杉浦　洋二
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８２２号
大阪市西区新町１丁目４番30号　大阪新町ＰＯビル　502、前住所兵庫県姫路市砥堀77番地７
債務者　寶谷　優香
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９０４号
大阪市北区西天満３丁目12番４号クリサンテームウエスト702号室
債務者　髙﨑　　浩
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９１８号
大阪府豊中市服部元町１丁目２番16号　102号
債務者　木内　隆夫
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０４４号
大阪市西淀川区佃２丁目15番14号　コーポ岸部101号室
債務者　古城かすみ
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１０３号
大阪府枚方市養父西町30番35―101号
債務者　三輪美佐子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１６１号
大阪府門真市幸福町20番11号古川橋エンビィハイツ301号、前住所大阪府門真市石原町44番21―401号
債務者　田邉　　智
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部